

# 役員報酬等規程

NPO 法人国際教育支援機構スマイリーフラワーズ

## 第 1 条（目的）

本規程は、役員報酬、費用弁償その他の取扱いに関し必要な事項を定める。

## 第 2 条（準拠）

役員報酬等は、法令及び定款の定めに従い、理事会の議決を経て定める。

## 第 3 条（報酬の基本方針）

役員報酬は必要な場合に限り支給し、支給しない場合は無報酬とする。

## 第 4 条（報酬の種類）

役員に支給する報酬は、定額報酬（月額）、日当（支給する場合）、その他理事会が必要と認めた報酬とする。

## 第 5 条（報酬額）

報酬額は職責及び財政状況等を勘案し、理事会の議決により定める。

支給額（上限を含む）及び支給対象は別表「役員報酬額の基準」に定める。

## 第 6 条（支払方法）

役員報酬は、原則として翌月 10 日に、本人名義の金融機関口座へ振込により支払う。源泉徴収等の法令上必要な控除がある場合は控除する。

## 第 7 条（費用弁償）

役員が職務遂行に必要な出張・移動等を行った場合、合理的範囲で費用弁償を行うことができる。

## 第 8 条（利益相反の取扱い）

役員報酬の決定・支給にあたり利益相反のおそれがある場合は、利益相反規程及び特別利害関係者除外の定めに従い適正に取り扱う。

## 第 9 条（改廃）

本規程の改廃は理事会の議決による。

附則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## **別表 役員報酬額の基準**

原則：無報酬（支給する場合は下記上限内で理事会決議）

一律月額：500,000 円以内（理事長、副理事長、理事、監事）

一律日当：20,000 円以内（理事長、副理事長、理事、監事）